

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 第三者行為災害での示談 —

Q: 交通事故等で負傷した際に損害賠償等について相手方と示談を行うことがあります。その事故が労災である場合には注意が必要と聞きました。労災では示談をしてはいけないのでしょうか？

A: 労災給付の原因災害が第三者（加害者）の行為によって生じ、労災保険の受給権者である労働者（被害者）に対して第三者が損害賠償義務を有するものを**第三者行為災害**と呼びます。

第三者行為災害では、労働者は**第三者に対する損害賠償請求権**とともに**労災保険に対する給付請求権**も取得します。しかし、**同一事由につき重複して損害のてん補を受けるのは不合理**であり、本来、被害者への損害のてん補は**最終的には災害原因の加害行為等を行った第三者が負担すべきもの**と考えられるため、両者間の支給調整として、**\* 損害賠償より先に労災給付を受けた場合**

…**労災給付の価額の範囲**で、労働者の第三者に対する**損害賠償請求権を政府が取得**（求償）

**\* 労災給付より先に損害賠償を受けた場合**

…**その価額の限度で政府は労災給付をしない**ことができる（控除）

と定められています。

一方、示談の多くは**示談金を受領し損害賠償請求権を放棄する**という内容です。この内容の示談後に労働者が労災給付請求を行った場合、仮に**労災給付の額が将来、示談金の額を超える見込みがあったとしても、既に損害賠償請求権は放棄済み**なので**労災給付は行われない**ことになるのです。

支給調整は個々の被害の状況によっても異なってきますので、示談を行う前には必ず労働基準監督署にご相談なさってください。

2021年  
5月号

## 算定基礎届総括表・賞与支払届総括表の 取扱いが変わります

算定基礎届・賞与支払届の提出時に添付していた  
\* 被保険者月額算定基礎届**総括表**

\* 被保険者賞与支払届**総括表**

について**令和3年4月から添付が不要**となりました。

ただし、登録している賞与支払予定月に被保険者・70歳以上被用者ともに**賞与の支給がなかった場合、賞与不支給報告書**の提出が必要です。

## 延長されていた標準報酬月額 の特例改定期間が更に延長されます

**社会保険の特例改定**に関し、急減月の対象が令和3年3月まで延長されていましたが、更に**令和3年4月～7月まで**延長されました（**手続期限は令和3年9月末日**）。

【注意】**令和2年8月～令和3年7月までを急減月**とした**特例改定の届出は1回まで**とされています。ただし、**令和2年4月～7月までを急減月として特例改定を受けた方**については、上記の**令和2年8月～令和3年7月までを急減月とした特例改定の届出が可能**です。

## 最近のニュースから

### テレワーク補助、通信費の2分の1は非課税

国税庁はテレワーク補助について新たな指針を公表する。在宅勤務をした日数分の通信費のうち、2分の1は仕事で使ったものと認める。企業が従業員の通信費を補助する場合、実際に使う分の実費相当以外は給与とみなされ、所得税の課税対象となっていた。家庭用と仕事用の区別が難しく、企業からは目安を示してほしいという要望が多かった。同様に、電気料金についても目安を示す。